

令和2年第1回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和2年1月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和2年1月10日(金) 午後3時29分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

欠席 なし

5 出席した農地利用最適化推進委員

14人

犬飼 正己

難波 末雄

林 斉

宮崎 昭雄

浅野 信之

小西 安彦

小橋 武史

東 茂

植田 忠晴

黒瀬 昭夫

高上 忠義

阿部 英志

風早 克義

若林 勤

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太

次長 前谷 学

主査 国橋 一輝

農林課

課長補佐 矢木 武司

7 議事録署名委員

13番委員 14番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第5号 土地改良法による換地計画に伴う意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第4号 農地法第6条の2の規定による農地所有適格法人以外の者の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(次長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

改めまして、明けましておめでとうございます。

新年を迎えまして、農業委員会のことも大変だと思います。世界的にも、ゴーンさんも大変、イラク問題も大変だと思いますし、また、我々、農業委員、農地利用最適化推進委員は、地元の人の情報を収集しまして、農業委員会に活躍できるようにしていただきたいと思います。「人・農地プラン」においても、大変だと思いますが、いろんな情報は、地元とプレイをしておかないと、情報収集ができないと思いますので、地元とミーティングをして、「人・農地プラン」あるいは、荒廃農地、遊休農地にならないように、やっていただきたいと思います。また、農業問題を取り巻く環境は厳しくて、農業委員会でも去年の5月から11月にかけて勉強したこと、農地転用のことなど、地元が農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんも勉強をしなければならぬと思っています。そのような中で、様々なことがありますので、法律に基づいて裁決をしなければならぬと思っています。皆様方も協力の程、よろしく願います。

それでは、ただ今より令和2年第1回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員15人、そして農地利用最適化推進委員の方は14人出席をさせていただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しています。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願います。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、13番委員、14番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員お願いをいたします。

【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。

それでは、早速、審議に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号64番, 65番】

(農地担当)

最初に3条の件につきまして、順番の変更をさせていただきます。

2ページの64番, 3ページ65番の件であります。受け人が市外の方となっております。市外の方ですので、本総会へ出席をしていただいておりますので、最初に審議させていただきます。まず、農地の現況について、地元委員から説明をいただきまして、その後、申請人へ入室していただきます。まず、私から基本的なことを質問した後に、委員の皆様方からの質問をいただきまして、審議に入らせていただきます。そのような流れで行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、64番, 65番の八代の件につきまして、地元委員から現状の農地の説明をお願いいたします。

(8番委員)

64番と65番の所ですが、渡し人の●●さんですが、この方は、地元には住んでおられません。嫁ぎ先が県内ではありますが、その当時から地元を離れておられまして、その後、●●県に住んでおられます。元々、住んでおられた八代ですが、空き家になっていまして、今回の申請、11筆ありますが、●●●番●, ●●●番は、空き家からは少し離れていますが、それ以外の所は空き家の周辺部にある土地であります。長年、耕作はされていない状態でありまして、現在は、すべて不作付け地であります。中には、少し手を加えないと作付けは難しいかなと思うところがありますが、それ以外は、管理をされていますので耕作は可能だと思われま。

以上であります。

(農地担当)

小西推進委員、補足がありましたらお願いをいたします。

(小西委員)

8番委員と調査をさせていただいたのですが、少し荒れている所もありましたが、手を加えれば十分、農作業は可能だろうと思います。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局からこの件につきまして、補足説明をお願いいたします。

(主査)

受け人の方ですが、●●さんの農地を取得するということですが、併せて住宅も取得すると聞いています。また、受け人の耕作面積ですが、これは、倉敷市における耕作面積になります。

(農地担当)

事務局からの説明のとおり、住宅も併せて購入ということになります。

それでは、申請人へ入室をしてもらいます。
お願いします。

~~~~~ 申請人 【入室】 ~~~~~

(農地担当)

よろしく願いいたします。

申請人の●●●●●さんでよろしいでしょうか。

(申請人)

はい。

(農地担当)

私、農地担当をしています秋山と申します。

本日は、よろしく願いをいたします。

(申請人)

お願いをします。

(農地担当)

今回、八代の農地を取得するというので、取得に至った経緯を自己紹介を兼ねて、教えていただければと思います。

(申請人)

お世話になります。

私は、倉敷の●●●●●に住居を構えています。

親からの農地がありますので、現在、兄貴と一緒に耕作をしています。農地は母親の名義なので、母親も94歳であります。農地は兄が取得すると思います。私も農業が好きなので、自分の農地が欲しかったので、不動産を探していました。なぜ、総社なのかなと言いますと、倉敷から通える範囲でということが一番大きなところにあります。あと、山田に弟が住んでいます。義理の弟なのですが、農業をやっているのので、その人の応援もあり、富原にいとこがいます。その人の協力も得られるので、場所的に一番良いかなと、私は建設業を営んでいるのですが、今年から子供へ譲って農業に専念しようかということで、段取りをしています。

内容については、果樹をメインにやっていきたいと思っているので、将来は自然栽培を目指しています。無肥料、無農薬で実践していきたいと考えています。

以上です。

(農地担当)

ありがとうございます。

倉敷でお母様の農地を耕作されているということですが、作付けは何をされていますか。

(申請人)

稲，畑で野菜を，農地を借りて，ミカンも20本ほど自然栽培でやっています。

(農地担当)

現在，所有している農機具類，八代の農地取得後に，市内に親戚が住んでおられるということでしたが，使う予定の農機具等について教えていただければと思います。

(申請人)

山田には，水稻の道具は全部あります。

私も●●で，一式持っていますので，それを活用しようと考えています。

(農地担当)

分かりました。

今回，この農地と一緒に住居を取得するということではありますが，いずれは，転居ということでもよろしいでしょうか。

(農地担当)

今回，許可をいただければ，春に苗木を植えようかと思うので，それが実際に実を付けるのが，3年かかります。4年後からの収穫になろうかと思っています。それまでには，住居をこちらに移したいと思っています。

(農地担当)

ありがとうございます。

それでは，委員の方からありましたら，挙手をして質問をお願いします。

(2番委員)

すごい筆数があって，田んぼが1反半とかで，あとは畑がすごく小さいのですが，これは，土地がバラバラになっているのですか。果樹を植えるという話ですが，手間がかかるのではないかと思うのですが。

いかがなものでしょうか。

(申請人)

畑に関しては，住居の周りが殆どなので，そこへすべてを集約して，土壌改良もやっていきたいと思っているので，住居の周りですべてやっていきます。

(2番委員)

住居の周りの畑というより，田んぼが多いですね。

(申請人)

現状は，畑です。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(8番委員)

元々、田であった所をこれもすべて果樹を植える予定ですか。

(申請人)

水田になっている所は、すぐには出来ません。少しずつやっていきたいと思うのですが。すぐ1年でできるようなものではないので、とりあえず畑を整備して、その後に果樹をやっていきたいと思っています。とりあえずは、水田のままで、何年かはやっていくつもりです。

(8番委員)

水稲を作付けする予定はないということですか。

(申請人)

ないです。

(農地担当)

他にありませんか。

(小西委員)

水稲であれば、近隣の農地を利用して、機械等が入ると思うのですが、現在、通路が狭い。

(申請人)

水田に関してですか。

(小西委員)

はい。

(申請人)

十分に入れる所と思うのですが。

車も入りますし。農機具も十分入ります。

(8番委員)

現地を見た限りでは、入れるのは部分的に入れるのですが、果樹を収穫する場合に入りにくいのではと思っています。

(申請人)

畑ですか。

(小西委員)

はい。

(申請人)

畑については、収穫に関する通路として、確保してやるように考えています。

(小西委員)

今よりは面積を少なくして、通路を設けてやられるということですね。

(申請人)

そうです。

端に通路を設けて、入れるだけのスペースは必要なので、そのように考えています。

(小西委員)





これだけの農地を取得されて、草刈りなどは大変だと思います。

地元の意向に添うように、作業をされる予定ですか。

(申請人)

それについては、殆どこちらに常駐できる体制でと思っているので、十分に応えられると思います。

(林齊委員)

話を聞いていますと、苗木をされて、4、5年経って住居を構えようかという話をされていまして、1年目、2年目になると、住居も構えられていないのですから、これだけの農地の草刈りとなると、ハードなスケジュールになると思うのです。土地を取得されるためには、地元の意向も無視できないと思うのです。

そのことについて、どのように考えられているのかなど。

(申請人)

住居を3年、4年後にするのではなくて、住居のリフォームが必要なので、それを済ましてから、苗木を植えるような段取りをし、それで農地の整備もできていると思っています。

(林齊委員)

家を建てるのは、3、4年先ですが、一部直してそこに住むということですか。

(申請人)

家を建てるつもりはありません。

住宅があるので、そのリフォームをしたいと思っています。

(林齊委員)

分かりました。

(農地担当)

私から、確認したいことがあります。

(3番委員)

私も果樹をしているのですが、自然栽培という話のなかで、近隣へ農地があります。その農地への影響が懸念されます。病虫害等が発生した時に、近隣農地の方へ迷惑が掛からないようにする対策は、どのように考えていますか。

(申請人)

自然栽培をすると、病虫害は発しないということが前提であります。

(3番委員)

どのような果樹を予定していますか。

(申請人)

冬モモが出荷されていると思うのですが、その方面をやってみたいと思っています。あと、柿とかブドウとかキュウイなどを考えています。

(3番委員)

隣接する農地は水田ですか。

(8番委員)

水田になります。

(3番委員)

病害虫が来ると思うのですが。

(申請人)

自然栽培についての資料を出しましょうか。

全国の自然栽培普及会を参考として進めていきたいと思っています。

(3番委員)

基本的には、発生しない方法でしたとして、発生した場合の対応について。

(申請人)

出た場合は、対応をしないといけないと思っています。

(農地担当)

他にありませんか。

(8番委員)

畑の部分は別として、水田であった所を畑として作られるということなので、病害虫の関係もありますし、水等の関係、隣地との関係などについて、地元とよく協議をしていただきたい。

特に部落の会合などにも参加していただいて、農地の管理等について十分に地元と話をしてもらって、地元としてのやり方がありますから、十分に考慮していただいてやっていただきたいと思います。そこら辺もよろしく願いをいたします。

(申請人)

その件については、地元の方と連絡を取って、全面的に協力させていただきたいと思っています。

(8番委員)

よろしく願いいたします。

(農地担当)

いかがでしょうか。

(4番委員)

倉敷で●●●●平米の農地を耕作されているのですが、これについては、自然栽培という方法でされているのですか。

(申請人)

水稻に関しては、今までの栽培方法です。

兄がメインでしていますので、自然栽培の方向性というのは難しかったので、地元の農地ではやっていない。ミカンを20本借りてやっているのですが、これは、無肥料、無農薬でやっています。

(4番委員)

自然栽培は言葉でいうと、きれいな言葉になるのですが、そのまま放置していくような格好かな

と思うのですが、そうではないんですか。

(申請人)

放置という意味ですか。

(4番委員)

自然な状態で、実が付くのを待つということになるのですか。

(申請人)

それは、違います。

手を掛けないと絶対できないので、無肥料、無農薬でできるような栽培方法を実践していきたいと。

(農地担当)

他に、ご質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

質問もないようですので、この後、慎重に審議したいと思います。

本日は、●●さんありがとうございました。

(申請人)

よろしく願いいたします。

~~~~~ 申請人 【退室】 ~~~~~

(農地担当)

今、受け人から、お話を伺いましたが、改めて何かありましたら、8番委員からお願いをいたします。

(8番委員)

申請人へお聞きしましたが、すぐ耕作できる状態でない所もありましたので、意欲はありましたので、後は、地元との関係がうまくやっていけるのかが心配です。

(農地担当)

小西推進委員、何かありましたらお願いをいたします。

(小西委員)

特にありません。

(農地担当)

私から。

(3番委員)

この農地の中に、通し田みたいなのがありますか。

(8番委員)

すぐ水路がありますから、ないと思います。

(農地担当)

他に質問等ありませんか。

(11番委員)

池の水になるのですか。

(8番委員)

池の水ではありません。

(農地担当)

他にありませんか。

(4番委員)

持ち分2分の1は、線引きというのは、どのようになるのですか。

(主査)

面積ではなくて、持ち分の権利が2分の1になります。

(8番委員)

権利の割合ということになります。

(2番委員)

この話は、地元の人には話がなかったのですか。

(8番委員)

その点については、分かりません。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決をいたします。

64番, 65番, これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号58番】

(農地担当)

続きまして、58番、種井の件につきまして審議したいと思います。事務局から説明があります。

(主査)

受け人の方が、市外の方であります。本来ならば、この総会へ出席していただかなければならないのですが、事務局から10番委員と黒瀬推進委員へ相談をした結果、受け人の営農状況が確認できることから、総会へ出席しなくてもよいと判断をされています。

よって、受け人の方は、総会へお呼びしておりません。

(農地担当)

それでは、地元の農業委員であります、10番委員から報告をお願いいたします。

(10番委員)

渡し人と受け人は、兄弟であります。

相続を兄がしたのですが、相続後も弟が耕作をしていました。登記をはっきりしようということで、今回の申請になったものであります。今までと何も変わらないのでよろしくお願ひします。

(農地担当)

黒瀬推進委員からお願いをいたします。

(黒瀬委員)

10番委員の報告のとおり、受け人の方が、以前から耕作をしていました。

地元としても、問題ありませんので、よろしくお願ひをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(2番委員)

受け人の方が岡山市なのですが、岡山から通われてされているのですか。

(10番委員)

以前から、兄が耕作をしないので、弟が耕作をしています。

(2番委員)

家はあるのですか。

(黒瀬委員)

実家があります。

毎週来られて、耕作をしています。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

58番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、58番は許可されました。

【受付番号59番】

(農地担当)

続きまして、59番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請地は、受け人と渡し人の間で、使用貸借により耕作をしている農地であります。また、受け人の自宅の裏の農地になります。便利が良いということで、現在、水稻を作付けしています。

地元としては、現状がそのまま継続されることでもありますので、特に問題はないと思います。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決をいたします。

59番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、59番は許可されました。

【受付番号60番】

(農地担当)

続きまして、60番、新本の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員)

申請地の土地は、受け人の●●さん家の裏になります。現在も●●さんが借りて野菜と果樹などを植えている状態です。

受け人については、何も問題はありませので、よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

60番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、60番は許可されました。

【受付番号61番】

(農地担当)

続きまして、61番、井尻野の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(3番委員)

61番の井尻野の案件であります。申請地は●●●●●の道を挟んだ南側の水田であります。面積は、111平方メートルとありますが、時期は分からないのですが、合筆されております。この農地の南に受け人が持っておられる水田と一枚になっております。昔から使用貸借で受け人の方が耕作をされておりました。今回、贈与するという事になったものであります。

地元としては、何ら変わることもありません。また、受け人と渡し人は、ブドウを本業でしておられて、知っておる間柄でありますので、特に問題ないと考えています。

よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

61番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、61番は許可されました。

【受付番号63番, 62番】

(農地担当)

続きまして、63番、新本の件であります。4ページの62番の件と関連がありますので、一括して審議とさせていただきます。

63番、62番の説明を地元委員からお願いをいたします。

(1番委員)

63番ですが、申請人の●●さんと渡し人の●●さんは、親子であります。●●さんのお兄さんの子供が、●●●●なのですが、この人が岡山へ養子へいきまして、家の面倒を見れないということで、●●さんが耕作をしていました。●●さんも高齢になりますし、名義を戻したいということで、今回の申請になったものです。

62番については、受け人と渡し人との話し合いの中で、今回の申請になったものであります。

受け人については、耕作をされており、地元としては特に問題ありません。

以上であります。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

63番、62番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号66番】

(農地担当)

続きまして、66番、三輪の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員)

この案件は、渡しの方が長年行方不明になっております。このため、弁護士を立てて所有権を移転しようとするものです。申請の理由は、未払い金の解消のためと聞いています。渡し人の土

地や建物を一括して売却する予定であります。

申請地は、●●●●●から南へ100メートルぐらいの所であります。三輪●●●番●は、家のすぐ横にあります。保全管理がされておりました。三輪●●●番は、家の前にある畑ですが、親戚の方からの依頼で近所の方に使ってもらっています。この作が終わったら、耕作しないということになっています。

受け人の●●さんは、今まで義理の父親の手伝いということで、農業をされていました。今年から、自分で手広くするというので、貸していた田も今年から作付けするという事です。機械等も自己資金で購入予定であります。

地元としては、問題ないと考えています。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この案件につきまして、ご質疑、ご意見等はありませんでしょうか。

(2番委員)

下限面積は、大丈夫ですか。

(主査)

常盤地区の下限面積は、2反になります。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

では、採決いたします。

66番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、66番は許可されました。

【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号27番】

(農地担当)

それでは、27番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

1月6日に、事務局の案内で、会長、7番委員、推進委員の宮崎委員、林齊委員と私とで現地調査をいたしました。

申請地の宿ですが、周辺の状況は東、西、北は宅地で、南は集会所になっています。

転用した場合の周辺農地への影響はないと思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

申請地の南側に、現地調査の説明のように、集会所、御大師様を祭る建物が老朽化しておりまして、それを作り替える。建て直しをしたが為に、中にあった備品を置く所がなくなってしまうので、その備品を置くために今回の申請地に倉庫を建てて、そこに収納するという事の申請になっています。申請地の南側は集会所、東側は宅地、北は畑になっていると思います。西側が申請人の宅地のようになっておりまして、用水関係は周辺が宅地でありますので、問題ないと考えられます。排水につきましては、申請地と東側の宅地の間に溝があります。その溝へ雨水等は流れるようになっております。日照、通風につきましては、高さが1.8メートル程度の小屋でありますので、問題ありません。土砂の流出等につきましても、地面の高さは周辺と同じ高さでありますので、問題ないと考えております。実際には、小屋が建っておりまして、今回の申請につきましては、建った後の申請になりますけれども、問題ないと考えますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

27番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、27番は許可されました。

【受付番号28番】

(農地担当)

続きまして、28番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

申請地の周辺の状況ですが、南が鉄道、東西に小さい農道があって、東側は大きな水路が通っています。北側は田でありました。

転用した場合の周辺の農地への影響は、ないものと考えます。

申請地は、休耕中でありました。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

これにつきましては、12月28日に林齊委員に調査をしていただき、その後、私も確認をしています。現地は、東側が水路、西側も水路、南側がJRの鉄道敷地になっております。北側は、細長い農地で、長い間、休耕した状態であります。

申請地については、定期的管理をされている農地であります。

用水につきましては、北側の休耕田の取水は、地が上がった状態なので問題はありません。排水につきましても問題はありません。申請地は地下浸透となっております。日照、通風についても問題ありません。土砂の流出等は、隣接地と離して土砂を入れるということで問題はないと思います。総合判断ですが、先月ですかこの土地を購入したのですが、以前から荒地となっていて、前の持ち

主の方が木を植えていたので、カマボコのような形で、全体が上がったような状態になっているので、作業がしにくいということで、土を入れることだと思います。土を入れて畑として管理されることに賛成をしていますので、問題はありません。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、林推進委員からお願いいたします。

(林齊委員)

11番委員の報告のとおりであります。

畑にして地上げするというので、安堵しております。

特に問題はありません。

よろしく審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項により、総社市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある土地ということで、農用地になります。

例外許可規定ですが、一時転用にあたります。

一時転用許可期間は、許可日から令和2年8月31日までになっております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

28番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、28番は許可されました。

【受付番号29番】

【議案第3号 受付番号68番】

(農地担当)

それでは、29番、井手の件であります。9ページ、5条の68番、同じく井手の件について、関連がありますので、一括して審議させていただきます。

それでは、6ページの29番、9ページの68番につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

29番につきましては、現況は東が田、西が市道、南も市道、北が田という状況です。68番につきましては、東が残りの田の部分、西が市道、南が市道、北が田んぼという状況でした。

どちらも転用した場合の周辺農地への影響は、ないと思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をいたします。

(3番委員)

この2つの案件でございますが、場所は●●●●●と●●●●の交差点、●●●●●●●●●●の西側になります。5条の68番は一般住宅の転用に伴い、道路拡幅が必要という案件であります。

詳しくは、難波推進委員が調査をしていただいております。

(農地担当)

難波推進委員、お願いをいたします。

(難波委員)

申請地は、●●さんが牛を飼っていた北側になります。

申請地南側、東西の道は通学路になっています。道幅も狭く地域の要望もあり、拡幅して市へ寄付するということで、土砂等の流出は境界に可変側溝を設置するので問題ありません。日照、通風等も問題ありません。

次に、5条の68番ですが、29番の北側の西端になります。西側用水路は、可変側溝を設けるということで、土砂の流出については、境界部分へコンクリート擁壁を設置して、雨水排水については、宅内に柵を設けて既存水路へ流します。生活排水は、公共下水道へ接続をします。日照、通風については、問題ないと思います。

ご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、2筆とも市街地化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね1

0ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

6ページの29番、9ページの68番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号30番】

(農地担当)

続きまして、30番、清音軽部の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

申請地の周辺の状況ですが、東が残りの畑、西が水路と市道、南も北も市道であります。

転用した場合の周辺の農地への影響は、ないものと思われま。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

周辺の状況は、現地調査の報告のとおりであります。

この申請は、公衆用道路として転用するものであります。市との協議も整っており、用水、排水、日照、通風、土砂の流出等はないものと思ひます。

以上であります。

よろしくお願ひをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

30番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、30番は許可されました。

以上で、議案第2号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号63番】

(農地担当)

それでは、63番、南溝手の件に関しまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

申請地の周辺の状況ですが、東が私道、あとは宅地に囲まれた状況でした。

転用した場合の周辺農地への影響は、ない模様です。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

この件につきましては、12月18日に、林推進委員が現地を確認して、その後、私も確認をいたしました。

申請地の東につきまして、隣接する2軒分の進入路がコンクリートで壁を設けながら、奥へ伸びております。その間に昔の畦道と宅地がある状況です。西側が宅地、南側が宅地と側溝と市道、北側が宅地になっています。用水につきましては、地上げをした畑であり取水はありません。排水につきましては、土地の排水は浸透による自然排水ではあるが、雨水排水は進入路から南側の側溝へ排水するようになっています。日照、通風につきましては、周りはすべて宅地であり、営農に関する問題はありません。土砂の流出等につきましては、擁壁を設置していない所については、設置するので問題ありません。●●さん所有の4区画のうち最後の区画であり、何ら問題ありません。

よろしく審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、林推進委員からお願いいたします。

(林齊委員)

11番委員の報告のとおりで、補足説明はありません。

よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

63番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、63番は許可されました。

【受付番号64番】

(農地担当)

続きまして、64番、富原の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

申請地の周辺状況ですが、東に水路と宅地、西と南が田です。北が宅地となっております。転用した場合の周辺農地への影響もないようです。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

図面を見ていただけたらと思います。元々、一つの土地を分筆して宅地化している所であります。今回の●●●番●は、住宅を建てる部分の進入路、●●●番●は現実に建物が建つ予定の場所があります。残る所は、●●●番●が渡し人の土地ではありますが、耕作はされておられません。渡し人のご主人から話を聞きましたら、ここも不動産業者を通じて売りに出しているということで、耕作はされておられません。説明にありましたように、周辺部は宅地、南は水路を隔てて田がありますけれども、南側ということで、日照等は問題ないと思います。それから、地上げをする部分、●●●番●と●●●番●の西側は、ブロックによって擁壁を設置することから、東の水路に面した部分もブロックで擁壁をするということで、土砂の流出等はないものと思われまます。宅地化しても周辺の農地への影響はないものと思われまます。

以上です。

(農地担当)

推進委員であります小西推進委員お願いをいたします。

(小西委員)

8番委員の説明のとおり、何ら付加することはありません。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

64番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、64番は許可されました。

【受付番号65番】

(農地担当)

続きまして、65番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

周辺の状況ですが、東と北が市道、西と南が田の状況でした。

転用した場合の周辺農地への影響はない模様です。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

東側につきましてはU字溝の側溝があり、その横は市道になっております。西側は自己所有で大

豆を作付けしています。南側は畑で作付けした後がありました。北側が排水溝と市道、高圧線が上にある状態です。用水につきましては、水田の取水は申請地の南からバルブで取水するようになっています。排水につきましては、東側の側溝には排水がなく、地下浸透と畔を切り込んだ北側と西側に排水跡があります。日照、通風は、東側が市道で西側が所有田なので、問題ないと思います。土砂の流出、隣地には土留の壁を設置、土砂の流出はないと思います。これにつきましては、12月28日に林委員が確認をしていただいております。その後、私も確認をしています。

総合判断といたしまして、東側の側溝と市道を隔てた反対側に、今はしていないと思うのですが、●●●●●●●●がありました。そこの排水が、この側溝を流れて北側の溝へ出るようになっていきます。土留めをして、その排水を掃除ができる状態で、土を入れないと問題が起きることが考えられるので、よろしく願いをいたします。それと、上空に高圧線があるので、火災等の危険があると高圧線下の建築物の条件がクリアできれば問題はありませんので、よろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

林斉推進委員、補足がありましたらお願いをいたします。

(林斉委員)

11番委員の報告のとおりなのですが、●●●番●が高圧線下の上空になると思います。高圧線下の上空は、中国電力さんが何メートルかの基準があって、同意書がいるのではないかと気がしています。申請人は、承知をして購入するので問題はないと思います。

それ以外は、特にありません。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

11番委員から指摘のあった東の用水の件、代理人へ伝えるようにしてください。

(主査)

はい。

(農地担当)

中国電力の件については、どうなりますか。

(次長)

事務局としては、必要はないと考えております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

65番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、65番は許可されました。

【受付番号66番, 67番】

(農地担当)

続きまして、66番の福井の件、次の67番の同じく福井の件が、関連する案件でありますので、一括して審議をさせていただきます。

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

66番ですが、周辺の状況ですが、東が田、西が市道、南が残りの田、北も田です。

67番は、東が残りの田、北も残りの田、西が水路と市道、南が水路と宅地という状況でした。

どちらも、転用した場合の周辺農地への影響はないものと思われま

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員)

当該農地ではありますが、●●●●●の北の●●から、200メートルほど旧道を直進した所になります。住宅地に隣接している水田であります。現地調査の報告にもありましたように、66番が東と南が自作地の水田、西が市道、北が別の方の水田となっております。67番は、66番より南にある同一田であります。北と東が自作地、西が市道、南が水路を挟んで宅地となっております。

どちらの案件も一般住宅ではありますが、排水等は下水へ接続、雨水は柵を設けて側溝へ排水するようになっています。周辺といたしましては、市街化が進んでいるなかでありまして、地元として

は特に問題ないものと考えていますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、66番、67番の案件とも市街地化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

66番、67番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号69番】

(農地担当)

続きまして、69番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(6番委員)

申請地の周辺状況ですが、国道429号線の側にありまして、三角地の土地でありました。

転用した場合、周辺農地への影響はない模様です。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をいたします。

(3番委員)

申請地ですが、現地調査の報告にもありましたように、●●●●●さんの道向かいにある三角地
であります。農地転用するにあたり、特に影響はないものと思います。

詳しくは、難波委員が調査をしていただいていますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

難波委員、お願いをいたします。

(難波委員)

申請地は、ここ数年、何も作付けしていません。

申請地北側には、●●●を売っている駐車場があり、現在、5台程度しか駐車できないので、申
請地を駐車場にするということです。

申請地の北側水路には、蓋をして既存の駐車場を一つにして利用しようとするものです。

土砂の流出については、コンクリート擁壁を設置すること、排水については擁壁内に沈殿柵を設
けて、水路へ接続するという。日照、通風、用水等は問題ないと思います。

審議の程、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しな
い農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

この件につきまして、何かご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

69番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、69番は許可されました。

以上で、議案第3号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について】

(農地担当)

次に議案第4号、農地転用事業計画変更承認申請について議題とします。
事務局からお願いいたします。

(主査)

【議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について朗読】

【受付番号4番】

(農地担当)

4番の件であります。以前、農地法第5条の許可を受けたものであります。工期の変更ということでの変更承認申請であります。

内容の変更はなく、工期のみの変更になります。

地元委員から、何かありましたらお願いをいたします。

(4番委員)

この件は、以前に許可を受けた案件であります。

当初の申請では、工期が11月30日までの申請でしたが、造成工事が期間内に終らなかったということで、今回、改めて工期の変更申請に至ったものです。

地元としては、許可を受けた案件でありまして、工期の変更について特に問題はありません。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、何か質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、工期の変更につきまして、承認をしてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、承認いたします。

以上で、議案第4号の審議は終了いたしました。

【議案第5号 土地改良法による換地計画に伴う意見について】

(農地担当)

次に議案第5号、土地改良法による換地計画に伴う意見について議題とします。

なお、この案件につきましては、私が利害関係人になりますので、退席をいたします。

この後の議事進行につきましては、会長代理へお願いをいたします。

~~~~~ 3番委員 【退室】 ~~~~~

(会長代理)

3番委員が、利害関係人ということで退出をしましたので、私が議事を進めます。

それでは、議案第5号、土地改良法による換地計画について、農林課の説明を求めます。

(課長補佐)

本計画ですが、久代地区に全体面積、2.5ヘクタールの農地造成工事をいたしました。それに伴いまして、平成29年度から令和元年度にかけて工事を行っています。本年度が最終年度となっております。換地処分するにあたりまして、換地計画を作成し、農業委員会の意見を求めるものであります。全体面積が2.5ヘクタール、農地の出来あがり面積が、2.1ヘクタール、非農用地として240平方メートルとなっています。

工事といたしましては、農地荒廃地及び山林を造成いたしまして、農地復興をしている補助事業であります。

以上であります。

(会長代理)

ありがとうございました。

この件につきまして、地元委員から何かありましたら、お願いをいたします。

(9番委員)

この件につきましては、現地の確認をしております。土地改良法の計画に基づきまして実施していただいたもので、今後、担い手が管理していただければと思っています。

特に問題はありません。

以上です。

(会長代理)

地元の浅野推進委員、お願いをいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおりで、特に問題はありません。

(会長代理)

事務局から、補足説明がありますか。

(次長)

お手元の資料の最後に、換地前と換地後の図面になります。

(会長代理)

それでは、この件につきまして、何か質問等ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長代理)

それでは、この計画どおり実施することに、農業委員会としては問題ないということでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長代理)

異議なしということで、農業委員会としては問題ないということで回答します。

それでは、入室するようお願いをいたします。

~~~~~ 3 番委員 【入室】 ~~~~~

(農地担当)

次に、報告事項に入る前に、3時15分まで休憩といたします。

【午後3時9分から午後3時15分まで休憩】

(農地担当)

休憩前に続き、会議を開きます。

【報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第1号 報告書について朗読】

【報告第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第2号 報告書について朗読】

【報告第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第3号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第3号 報告書について朗読】

【報告第4号 農地法第6条の2の規定による農地所有適格法人以外の者の報告について】

(農地担当)

次に、報告第4号、農地法第6条の2の規定による農地所有適格法人以外の者の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第4号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

22ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものとしたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することとしたします。本日の許可件数は、第3条関係が9件、第4条関係が4件、第5条関係が7件でありました。また、農地転用事業計画変更承認申請について、土地改良法による換地計画に伴う意見について、原案どおり承認いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4のその他に入ります。

私から、総社市優良農業者表彰守谷基金による優良農業者候補者の推薦について報告します。

令和元年11月14日付けで、総社市長から推薦依頼があり、委員の皆様には12月20日までに、推薦をお願いしておりましたが、推薦はありませんでした。

したがって、今回、農業委員会からの推薦はなしということで、回答してよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

それでは、推薦なしで回答することにします。

次に、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について提案いたします。

昨年10月に農業委員会会長が、農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。言うまでもなく農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、11月28日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくこととなりました。

この申し合せ決議の趣旨に則り、全国農業会議所から決議の実施依頼がありましたので、農業委員会での決議案を作成いたしました。

事務局から決議案の朗読をお願いします。

(次長)

【農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議案を朗読】

(会長)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

意見等なければ、案のとおり決議することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

意義ないということで、農業委員会として決議いたします。

(会長)

【農業委員会活動記録簿の提出について】

(会長)

委員の方々から、報告等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務連絡】

(局長)

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さん、ご苦労様でした。

新しい年を迎えまして、皆さんも決意を新たに農業委員会の仕事を取り組んでいただきたいと思います。今は、農作業は暇な時期かなと思います。

健康に留意されまして、農作業等に活躍していただきたいと思います。

本日は、ご苦労様でした。

閉会 午後3時29分